厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二（見出しを含む。）、第十条第五項、第十一条第二項、第十三条第四項及び第十七条第二項中「平成二十四年四月から平成二十五年三月まで」を「平成二十四年四月から平成二十六年三月まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（次項において「平成十三年統合法」という。）附則第三十一条から第四十四条までにおいて規定する特例退職共済年金、特例障害共済年金、特例遺族共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金、特例障害年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金及び特例老齢農林年金の額の算定については、なお従前の例による。

3　平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分の平成十三年統合法附則第三十一条第一項に規定する特例退職共済年金、平成十三年統合法附則第三十八条第一項に規定する特例退職年金及び平成十三年統合法附則第三十九条第一項に規定する特例減額退職年金の支給の停止については、なお従前の例による。

農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

保険業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十六号

保険業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十三号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

保険業法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十五年三月二十六日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃
防衛大臣　小野寺五典

保険業法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十七号

保険業法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十三号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（保険業法施行令の一部改正）

第一条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出し中「包括移転」を「移転」に改める。

第十七条の十八を削る。

第十七条の十九中「公告」を「同条第二項の規定による公告」に改め、同条を第十七条の十八とする。

第十七条の二十中「第百七十三条の四第十一項」を「第百七十三条の四第十二項」に改め、同条を第十七条の十九とする。

第三十条の見出し及び第三十八条の十一の見出し中「包括移転」を「移転」に改める。

（保険業法施行令の一部改正）

第二条　保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の二の見出し中「包括移転」を「移転」に改める。

附則第一条の三第二項の表第百三十七条第一項、第百三十八条、第百三十九条第二項第三号並びに第百四十条第一項及び第三項の項中「第百三十八条」を「第百三十八条第一項」に改める。

附則第一条の四第一項の表第二百七十五条第一項第二号の項中「及び第二百八十三条」を「及び第二百八十三条（第二項第四号及び第三項を除く。）」に改める。

（保険業法施行令の一部改正）

第三条　保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表旧平成十七年改正法附則第四条第七項の項中「公告しなければ」を「公告するとともに、移転対象契約者にこれらの事項を通知しなければ」に、「同条第二項及び第四項」を「同条第三項」に改める。

附　則

この政令は、保険業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月二十六日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三